

# 天草郡略志

## 定舜上人

そもそも、天草と云うは肥後国十四郡の一つで、離島である。広さ凡そ東西二十里、南北十三里。三つに切れているため、別名三島ともいう。また、島の形が法螺貝に似ているとして、法螺州という異名もある。

その土地の東は、肥後国宇土郡にわずか海上一里余り。南は薩州長島の地へ、凡そ海上三里。北は肥前高木郡へ（島原）三里余にして、雲仙岳などへ地続きの如く見える。同国彼杵郡へ海上七里にして、長崎の地へ海陸八里余。西は大灘で異国の積水なり。（伝わるところによると、当島より大阪まで海上凡そ二百五十里という。唐土へは大坂里数よりよほど生近いと云々）

この西の方の浦はとりわけ、異国船漂着の場所であるとして、山々に遠見番所がたてられ、日々遠眼鏡番人が詰めている。さらに、非常の際の用意として、烽火台の場所も定めてある。そのうち牛深浦、崎津浦両所は、大湊であり、常に数百艫の船の入津があるため、見張り番所もあり、威儀嚴重である。また、この両所は数千軒の湊であるため、常に遊女等も数多くいて、島中第一の賑わいを見せている。ならびに島の村数八十八カ村（但し、寺領村にあり）あるのを、十組に分けてある。（予が配所一町田村もその一である）

いずれも山野の草木、菜類は云うに及ばず、荅たという草もある。その他、薬種の類もあって、不足しない所である。その上、諸国へ至るにも便利な地である。何によらず不足もなく、殊に米の味は良く、おおよそ日本一ともいえるほどである。総じて食物が豊穰なるところで、

飢饉にて餓死するというようなことは、昔よりないと云う。はたまた、薪類も沢山ある。材木は檜、杉、楠或いはよし、砥石、焼き物の土等、名物が多い。魚類、海藻類も珍しい物や産物も色々ある。実に万事に自在に到る処である。故に、裕財の者も数多い。

三都はじめ諸国の遊客、風流多才の者、或いは細工人、医師、儒者諸芸の類の者たちが来て、種々の道を教示するので、上下ともに次第に諸道に達し、学者才人も多い。とりわけ毎年秋八月頃より、京大坂並びに豊後、肥後八代辺りより、歌舞伎役者どもが多く来て、狂言を興行する。いずれの村にも、村の大小によるが、四、五日より十日、十四、五日位を、百姓豊作の願成就と称して行わない村はない。実に辺鄙な一都会というところだ。ただ都へ遠く、辺土というまでの事にか、これほど繁盛する土地は諸国の中にも少ないだろう。

さて、日本書紀を考えるに、開闢以来、景行天皇御巡狩じゆんしゆの時、火の国の沙汰があつた（云々）。今の両肥の事である。（火の国については、後に記す）

また、他に天草風土考という一小冊がある。これは、古の風土記であり、詳しく記されている書である。その中に、神功皇后御着船の事が記されている。今御所浦という所がある。ちよつと前、毛利宗意軒けん由井正雪出会いの場所が、今の大矢野の柳の瀬戸いう。ここに宗意軒の墓と言われるものがある。他に古城跡が多数ある。しかし、何者の居城かは分かっていない。やや昔、上津浦上総介という者が、当島を領していた。またその後五人衆といつて、天草伊豆守、志岐林仙、木山弾正（清正と弾正との合戦の事太功記にあり。戦いの場所もある）栖本與吉郎、大矢野治郎兵衛（治郎兵衛一名明石源正という）と云う五人の者が領していたのを、秀吉公が御征伐して、天正の頃は小西撰津守行長所領となる。小西滅亡の後、加藤清正領地となり、先より又、押移、寺沢志摩守領

分となる。この時総石高四万石也。時に耶蘇宗門相起こり、益田四郎というもの諸浪人を相集め、当島ならびに肥前高来郡両所に及ぶ大乱、終わりに寛永年中、一旦亡地と相成り。(別記あり)

その後諸国より人が入り、人家が出来、公領に相成り、御代官鈴木何某のはからいにて、総高二万千石減知あり。百姓御取立て、尚また邪宗門退治のため、浄土宗七カ寺(今は九カ寺)、禪宗十四カ寺、真言宗一カ寺の御建立ありて、各寺へ寺領地ご寄付があり、宗門方取締りがあり、復古天草となつた。他に、東西一向宗もあるが、これは何らの御沙汰もなく、除地というものもない。

さて、今は長崎御代官高木氏支配所にて、当島富岡(臥龍城といつて、名城であつたのを取りつぶし、今は町となり陣屋あり。故に城下元というなり)古城跡に陣屋ありて、御政事御嚴重のことである。

さて、火の国のことを景行天皇御巡狩の頃、今の肥後国葦北の地へ行幸の時、海上に数多の火があり。この火あの火という事を知らず、この火あるをもつて、国名を火の国とし、後に火の字をあらためて肥につくり、肥前、肥後兩國とした。この時日本三十三か国なりしを、その後又あらためて、百四十四国としたこともある。その時は、当島も天草国という一国なり。今は中古に復し、六十六国にして、天草は肥後の内なり。この火のこと、今に七月二十九日の夜、当島と肥後八代郡との間、海上に数万の火が見える。是何の火ということ知れず。故にこれを知らぬ火という。また、この辺の他にも時々海上に火が見えるという事であるが、日時は定まつてはいない。これは古来詩歌に第する「不知火」なり。

さてまた、当島山々多しといえども、兎、狼、熊の類は一匹も住まぬ。この他色々あれども、記すにいとまなし。ただやつがれどもが配所なるゆえ、あしき所とのみ故郷の人、おもうべきを察し、思い出す

まま筆にまかせて、記すのみ。

余が配所は、僅か四百石高の村なれども、村の広さ、長二里、横一里余りて、山多くありて、年々山より出る木材・薪炭等の物成凡そ三千五百両余。田作凡そ粃五斗入五千俵余、その他これに準ずる諸色物成が有る。いずれの村にも凡そこれに應じて土産あり。また浜付きの村には、海中より上がる所の産物等、なかなか山村の村の十倍はあるよし。総じて土地の豊饒なることは、海山村野ともに具足してあれば、実に十分の土地と云い、海中の宝島ともいふべし。

この一件実に俗事ながら土地不案内の人に知らせんために文章にかかわらず記し置くものなり

(終)

#### 《解説》

苓・耳名草のこと。(ナデシコ科の越年草)

巡狩・巡守・古代中国で天子が諸国を巡視したこと

天草風土考・上田宜珍著

除地・江戸時代朱印地、見捨地以外で、租税を免除された土地  
文中、五人衆に、木山弾正の名があるが、上人の勘違い。

#### 《資料》

稿本 定舜上人記 宮地信義著

昭和七年十一月二十五日発行

非売品

(ガリ版刷り)